

「麦の葉うまれの食物繊維」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成21年7月23日～平成21年8月21日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 御意見・情報の概要及び新開発食品専門調査会の回答

No	御意見・情報の概要	新開発食品専門調査会の回答
1	<p>大麦若葉を用いた製品は、様々な種類が販売されており、今後大麦若葉由来の食物繊維を関与成分とした特定保健用食品の申請が本品以外にもなされると考えられます。</p> <p>外国産野菜の中には、高濃度の残留農薬や重金属汚染が懸念されるものもあり、大麦若葉末も例外ではないと考えられます。</p> <p>また、品種や土壌が異なると、含有する食物繊維の違いや形態の違いが予想されるため、本品と同様以上に消化管への影響、抗原性の有無を検証する必要があると考えます。</p> <p>従いまして、外国産の大麦若葉を用いた申請品につきましては、少なくとも評価書に記載されている試験と同等以上の試験を実施し、さらに残留農薬、重金属等の有害成分についても十分に検査し、安全性を検証する必要があると考えます。</p>	<p>特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方（平成16年7月21日 新開発食品専門調査会）の参考にも記載されているとおり、特定保健用食品の安全性審査においては、重金属、残留農薬等の分析値等についても必要に応じて求めることとしており、今後とも適切に行っていくこととしています。</p>